

柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 指摘事項に対する回答一覧表
(安全保護回路)

No.	審査 会合日	指摘事項	回答
1	H27.2.19	アナログ型の安全保護回路においても、承認されていない動作や変更を防ぐ設計方針であることを説明すること。	資料1-2の別紙1にて説明。
2	H27.2.19	今回の設置許可申請に関し、安全保護回路に変更を施している場合については、基準適合性について十分説明すること。また、SAによる変更であっても、DBへの影響が無いことを説明すること。	資料1-2の別紙2にて説明。
3	H27.2.19	アナログ型の安全保護回路について、検出器から工学的安全施設の動作までを対象とすべきであり、デジタル伝送器等の有無等も考慮しつつ、不正アクセス行為等による被害を防止できるものであることを具体的に説明すること。	資料1-2の別紙3にて説明。
4	H27.2.19	ソフトウェア更新への立会において、インサイダー等に対するセキュリティの強化を踏まえた対策を実施している場合は、その対策について説明すること。	資料1-2の別紙4にて説明。
5	H27.2.19	デジタル型の安全保護回路について、システムへ接続可能なアクセスについて、網羅的に抽出しているか説明すること。	資料1-2の別紙5にて説明。
6	H27.2.19	デジタル型の安全保護回路について、システム設計と実際のデバイスが具備している機能との差(未使用機能等)による影響の有無について説明すること	資料1-2の別紙6にて説明。
7	H27.2.19	安全保護系の過去のトラブル(落雷によるスクラム動作事象等)の反映事項について説明すること。	資料1-2の別紙7にて説明。